路外駐車場の構造および設備ならびに届出に関するチェックリスト

提出年月日(令和年月日)提出区分(新規)	現・変更 前回年月日 昭	和·平成·令和 年	月 日 供用開	月始予定 令和	年 月 日 丿	届出等	1 道路の路面	面外に設置される駐車のための施	
駐車場管理者		駐車場の名称		·		の対象		一般公共の用に供され、かつ、	駐車場法の技術
住 所		駐車場の位置	町	TB	_	となる		共する部分の 面積が500㎡以上	基準の遵守必要
	車の用に供する部分の面積・駐車台		(二輪) n	n [*]	\ - TII / H	路外	であるもの		
構造	建築物である部分の面積・駐車		(二輪) n	n [*]	(二輪) 台	駐車場		するもののうち、都市計画区域内	駐車場法第12条等
備考	建築物でない部分の面積・駐車	台数	(二輪) n	n [*]	(二輪) 台		に設置され,	料金を徴収するもの	の届出が必要
根拠法令等 法令の規定による設	備の基準判別	E 根拠法令等		定による設		判定	根拠法令等	法令の規定による	
設置届出書 ① 設置届出書 (鏡の部分)	各2部 合				車交通に 支障を及ぼす	合 否		5 傾斜部の縦断勾配は17%を超えな	いこと。(建築物の場合) 合否
② 地形図(案内図) (法第12条) ③ 平面図	合 ⁻		おそれの少ない道路	路に設けること。				6 傾斜部の路面は 粗面または滑りに ・	くい材料 で仕上げること 合否
a 路外駐車場の区域	合:	雪	3 駐車の用に供す	る部分の 面積が6, 000	かが以上の場合,出口。	と 合 否		(建築物の場合)	
b 路外駐車場の自動車の出口・入口,		雪	入口を道路に沿って	て10m以上の間隔で2	分離するものとする。		車室の高さ	駐車スペースにおけるはり下の高さ2.1	m以上。(建築物の場合) 合 否
主要な施設(建築物の内部にあるもの c 路外駐車場の付近の道路ならびにそ	- '	<u></u>					(施行令第9条)		<u>↑</u> 駐車スペース(はり下)
行令第7条第1項に規定する道路の部分(バス停,横断歩道,		_	入。口	駐 車 場	出,口		(旭门口先3末)		2.1m以上
交差点等), 橋およびトンネル ※記まるのでなりた。 電話番号を図り	(ナエナ7、)) z 訂 料		│ 	10 N L					<u> </u>
※設計者の氏名・住所・電話番号を図中(右下すみ)に記載 ④ 建築物である路外駐車場の場合 縮尺1/200以上		<u> </u>	【 	——10m以上 ——	→ ▼		避難階段	直接地上へ通ずる出入口のない階には 123条第1項もしくは第2項に規定する	
a 各階平面図		雪		分離帯等がある場合に	 は,この限りではない	`	(施行令第10条)	代わる設備を設ける。 (建築物の場合)	
b 立面図および断面図(各々2面以_ c 詳細図(屈曲部、傾斜部)	上)						防火区画	給油所その他 火災の危険のある施設	を附置する場合, 当該施 合否
d 照度計算書(令第13条)	P				回転を容易にするため			設と路外駐車場とを耐火構造の壁また	は特定防火設備によって
e 換気計算書(令第12条)	合:	<u> </u>			ばならない。この場合 aよび切取線と道路の		(施打市第11宋)	区画する。 (建築物の場合)	
管理規程届出書① 管理規程届出書(鏡の部分)② 管理規程	各 2 部 合:	当		切取線長は1.5m以				内部の空気を1時間5回以上直接 外	≅と交換 する能力を有す 合否
(法第13条第1項) ・ 路外駐車場の名称,管理者の氏名は	および住所 合 :	雪					授 X 表 	る換気装置を設ける。ただし 、窓その	
・ 休業日, 供用時間開始・終了の時刻			追 路				(施行令第12条)	部分の面積がその階の床面積の10分の	1以上であればよい。
・ 駐車料金の額は、上限額をもってディングを ・ 駐車する自動車の滅失・損傷に係る			1.5m以.	<u></u> <u>←1.5m</u>	以上		照明装置	(建築物の場合) 車路の路面10ルックス以上、駐車部分の	
・ 構造上駐車することのできない自動				\ 車路 \				保つのに必要な照明装置を設ける。(建	
・駐車場の業務に附帯して行う燃料			5 出口の構造は、	当該出口から 2m(★	1.3m)後退した車路	合 否	(施行令第13条)		
③ 定期(月極)駐車契約書(定期契約部分 所轄警察署協議 所轄の警察署との協議を了している。(平)	·		の中心線上, 1.4	mの高さにおいて,	道路の中心線に直角	合 谷	 警 報 装 置	 自動車の出入および道路交通の安全	 催保のために 必要な警 合 否
警察署課	と打合せ済)	-	に向かって左右を行行者を確認できる。	それぞれ 60度以上 の律 - レ	節囲内において,歩			報装置を設ける。(建築物の場合)	
出 ロ・入 ロ 1 以下に掲げる道路の部分に出入口を		_]	↑ ↓				(施行令第14条)		
(1) 交差点,横断歩道,自転車横断帯, (施行令第7条) 頂上付近,勾配の急な坂,トンネル	踏切, 軌追敷内,坂の 合・						特殊の装置	予想しない 特殊な装置 をつける場合に が必要。	は、国土交通大臣の認定 合合
(2) 交差点の側端または道路の曲がりが			60° 60°	2 m (★1.3m)	2 m (* 1.3m)		(施行令第15条)	※この節(第2章第1節構造および設(帯の基準)の規定は、その
(3) 横断歩道または自転車横断帯の前行	後の側端からそれぞれ前 合:	李						予想しない 特殊の装置 を用いる路外駐	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
後に5m以内の部分 (4) 安全地帯の左側 の部分および当該語	************************************	雪		道路中心	7 m (★4.6m)			通大臣がその装置がこの節の規定によ 以上の効力があると認める場合におい	
れぞれ前後に10m以内の部分			2	$m \times 2 \times (3)^{1/2} =$	6.93 ≒ 7 m				,. <u>_</u> ,
(5) 乗合自動車の停留所 またはトロリー の停留場 を表示する標示柱または標系		至		1.3 m \times 2 \times (3) ^{1/2} ≒ 4.6 m				
置から10m以内の部分	い放いないのもしている位	車 路	1 自動車が円滑かっ	 つ安全に走行できる !	 車路を設けなければな	合 否	供用時間・駐車	利用しようとする者の見やすい場所に	
(6) 踏切の前後の側端からそれぞれ前行			らない。	40.5 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	7/- a III A / I			金の額を明示 しなければならない。	
(7) 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。 の道路の部分	,)の昇降口から5m以内 合・	雪 (施 行 守 男 8 余, 基準法第 2 条第 1 号)			5行の場合は , 3.5m の徴収施設が設けられ	1	(施行令第17条) 駐車ますの寸法	駐車ますは, 奥行5. 0m以上, 幅2. 5m	以上を標準とする。 合否
(8) 幼稚園,小学校,義務教育学校,特	持別支援学校,幼保連携 合 [:]				しない箇所にあっては		および設置数	(やむを得ず軽自動車専用とする場合等は	
型認定こども園、保育所、児童発達す			2. 75 m (★1. 75m))	以上であること。			(道路構造令解説)	※特定路外駐車場(バリアフリー法第2章	
治療施設, 児童公園, 児童遊園また! m以内の部分(当該出入口に接する権			 3 はり下の高 さは ,	2.3m以上であるこ	と。(建築物の場合)	合 否		り車椅子使用者用駐車施設を設けるこ。 ・幅3.5m以上	0
する道路および当該出入口に接するな	歩道を有し、かつ、縁石							・駐車施設の数が200以下の場合, 駐車	
線または柵その他これに類する工作物をはない。					いるものを除く。) は,	, 合 否		・駐車施設の数が200を超える場合、駐	
向別に分離されている道路以外の道路 口の反対側およびその左右20m以内の			5 m (★3m) 以上の (建築物の場合)	クリッチ住で四転です /	きる構造であること。			※附置義務駐車施設(駐車場法第20条を 合は、函館市駐車場条例で規定したする。	
(9) 橋	合 ?							2.5m以上)とする。	
(10) 幅員が 6 m未満の道路 (11) 縦断勾配が10%を超える道路	슴 : 合 :			半径5m(車路の内	(★3m)以上 細()		★の数値につ	いて :専ら特定自動二輪車に係る部分(駒」	- 笙に上 株守白動三絵声回
※令7条2項より国土交通大臣が認める				(平崎の内)	(ניאו		浦 田口に関して 考	: 号り特定日凱―糯単に除る部分(刷」 外の自動車の駐車のための部分と区外	
								:自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪	